

## 地域産業保健センターによる小規模事業場向けサービス

産業医が選任されていない 50 名未満の小規模事業場を対象に、労働安全衛生法で定められた産業保健サービスを提供しています。ご利用は無料です。

ただし、ご利用にあたって下記の【ご利用に関するご協力とお願い】のとおり制限等がありますのでご確認ください。

### 【利用方法】

産業保健サービスをご利用される場合は、事前に各地域産業保健センターに指定の申込様式を記入の上、メール等でご提出ください。

各種申込様式は、**広島産業保健総合支援センター**のホームページよりダウンロードできます。(https://www.hiroshimas.johas.go.jp/chiiki\_sanpo/)

お申込み後、コーディネーターが日程調整させていただきます。

### 【産業保健サービス】

- ① 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- ② 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ③ 長時間労働者に対する面接指導
- ④ 高ストレス者に対する面接指導
- ⑤ その他（個別訪問によるより保健指導、職場巡視などの実地相談）

### 【ご利用に関するご協力とお願い】

地域産業保健センターのサービスを、より小規模の企業様、新規ご利用の企業様に幅広くご利用いただくため、次の事項についてご協力をお願いいたします。

- 企業内に総括産業医（企業における名称に関わらず、企業内の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医をいう。）がいる小規模事業場は、支援対象外となります。
- 次の事業場は、申込みをお受けできない場合があります。
  - ・ 大企業の支店、営業所等
  - ・ 企業全体の労働者数が 50 人以上の企業  
（より小規模な企業を優先し対応させていただきます。）
  - ・ 毎年繰り返しご利用されている事業場  
（新規にご利用をお申込みの事業場を優先し対応させていただきます。）
- 対象者が個人事業者等の場合、相談会へはご本人がお越しくください。
- 年度のご利用回数は原則 2 回です。  
（事業場からのお申込み 2 回、労働者からのお申込み各 2 回まで）



独立行政法人 労働者健康安全機構

Johas

広島地域産業保健センター・各地域産業保健センター

〒730-0011 広島市中区基町 11-13 合人社アネクス 5 階

TEL 082/224/1361 E-mail info@hiroshimas.johas.go.jp